

佐賀県介護員養成研修事業取扱要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第3条第1項第1号イ及びロに規定する研修の実施について、施行令、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成18年3月厚生労働省告示第219号。以下「基準」という。）及び介護員養成研修の取扱細則について（平成24年3月28日老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知。以下「取扱細則」という。）に定めるもののほか、指定の手続きその他必要な事項を定める。

(研修の課程)

第2条 研修の課程は、規則第22条の23に定める介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修とする。

第2章 介護職員初任者研修

(受講対象者)

第3条 介護職員初任者研修の受講対象者は、訪問介護事業に従事しようとする者又は在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者とする。

(研修期間)

第4条 介護職員初任者研修の研修期間は、原則として8か月以内とする。ただし、受講者の病気等やむを得ない理由による場合は、1年6か月以内とすることができるものとする。

2 学校教育法に基づく学校及び国の法令等により認可された養成施設（以下「学校」という。）については、次の各号に該当する場合に限り、前項の規定によらず、修学期間を限度として研修期間とすることができるものとする。

（1）所轄庁に認可された学則に修学期間が規定されていること。

（2）当該学校の学生のみを対象としていること。

(研修の方法及び内容等)

第5条 介護職員初任者研修は、講義及び演習により行い、研修のカリキュラム（科目及び項目）は、別紙1-1に定めるとおりとし、研修時間数は130時間以上とする。

2 介護職員初任者研修の各科目の到達目標、評価、内容は、別紙1-2のとおりとする。

3 介護職員初任者研修の各科目を担当する講師の資格要件は、別紙1-3のとおりとする。

4 介護職員初任者研修は、対面での実施のほか、テレビ電話装置等（テレビ電話装置その他の情報通信機器をいう。以下同じ。）を活用する形態や、録画された動画を視聴させる形態、通信学習（教材を送付し、郵送等により添削を行うものをいう。以下同じ。）の形態により実施できるものとし、対面以外の形態の要件は、別紙1-4のとおりとする。

5 使用テキストは、研修課程を適切に実施、指導するうえで適当なものとする。

(研修科目及び研修時間の免除)

第6条 県は、受講者の保有する資格や修了している研修課程等により、当該受講者の介護職員初任者研修の課程の全科目、又は一部科目を免除することができるものとする。

2 介護職員初任者研修の課程の全科目、又は一部科目を免除することができる場合の受講者の保有する資格等については、次に定めるとおりとする。

(1) 保健師、看護師又は准看護師の資格を有する者、実務者研修を修了している者は、全科目を免除できる。

(2) 特別養護老人ホーム等の介護職員等として2年以上介護業務に従事した者であって、研修開始時において実務経験の終期が2年以内である者については、実習のうち施設の見学を免除することができる。

(3) 居宅介護職員初任者研修修了者として介護業務に従事した者で、既に研修内容と同等の知識を有すると認められる者については、当該研修において履修した科目と初任者研修において履修すべき科目と同等と認められる研修科目及び研修時間の一部を免除することができる。

3 次の研修課程を修了している者は、当該研修課程がこの要綱に規定する介護職員初任者研修において履修すべき科目の研修内容と一部重複する部分については、取扱細則別添2で示す科目の読み替えに従い、研修科目及び研修時間の一部を免除することができるものとする。

(1) 生活援助従事者研修

(2) 入門的研修

(3) 認知症介護基礎研修

(4) 訪問介護に関する三級課程

4 第2項、第3項の規定のほか、地方公共団体その他公共的団体及び県が指定した事業者が実施する研修であって、研修の課程と同等と認められるものを受講した者にあつては、研修科目及び研修時間の全部又は一部を免除することができるものとする。

5 第4項の規定により研修科目及び研修時間の全部または一部を免除しようとするときは、知事に事前に協議を行い、指示を受けなければならない。

(指定の申請)

第7条 介護職員初任者研修の事業者の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、受講者の募集を開始しようとする日の1か月前までに、「介護員養成研修事業者指定申請書(様式第1号)」を知事に提出しなければならない。なお、申請者は、第9条第1項による指定を受ける前に受講者の募集を開始してはならない。

2 指定の申請は、研修の実施形態(対面、テレビ電話装置等を活用する形態、録画された動画を視聴させる形態又は通信学習の形態)の別ごとに行うものとする。

(指定の要件)

第8条 介護職員初任者研修の指定の要件は、次のとおりとする。

(1) 原則として法人格を有し、研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有すること。

(2) 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

(3) 佐賀県内に受講申込、修了証明、研修の実施状況に係る照会等に応じることのできるよう、適

当な事務所を設け、事務処理体制が整備されていること。

- (4) 原則として、電子メールによる連絡体制が確保されていること。
- (5) 講義、演習を担当する講師について、資格、実務経験等に照らし、各科目を担当するために適切な人材が適当数確保されていること。
- (6) 演習は、おおむね 20 名を 1 クラスとして実施すること。
- (7) 講義、演習及び面接指導等を実施するための定員及びクラス数に見合った広さの会場及び必要物品が確保されていること。なお、会場については、原則佐賀県内において実施すること。
- (8) 事業者は、申請内容に沿った安全かつ適正な研修の実施を常に確認し、研修の運営に関し適切な判断と指示を行うことができる研修責任者を選定しておくこと。
また、事業者は、研修の実施に際し、個々の科目や講師による研修効果のばらつきをなくし、質の高い研修を実施するために、研修に関係する各団体等と調整することができ、研修の内容に関し、知識と経験を有した研修コーディネーターを選定しておくこと。
- (9) 実習を行う場合は、適当な施設を実習施設として利用でき、適当な実習指導者の指導が行われること。
- (10) 研修事業が、継続的に年 1 回以上実施されること。
- (11) 次の各号に掲げるものでないこと。

ア 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ウ) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

イ アの（イ）から（キ）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

- (12) 研修を対面以外の形態により実施する場合は、（1）から（11）までに掲げる要件のほか、別紙 1－4 の要件に適合すること。

（研修事業者の指定、研修事業内容の変更及び研修の廃止、休止又は再開の届け出）

第 9 条 知事は、申請の内容が、前条に定める指定の要件を満たすと認められるときは、指定を行い、通知するものとする。

2 知事は、申請の内容が、前条に定める要件を満たすと認められないときは、相当の期間を定め申請者に対し、当該申請内容の補正を求め、申請者が期間内に補正を行わないときは、指定しないことができる。

3 第 1 項による指定を受けた研修事業者は、規則第 22 条の 26 第 1 項各号若しくは第 2 項各号に掲げる事項に変更があったときは、変更の日から 10 日以内に「介護員養成研修事業変更届出書（様式第 2

号)」を知事に提出しなければならない。

- 4 既に生活援助従事者研修の研修事業者として指定を受けている者については、前項に定める変更の届出を行うことで、介護職員初任者研修の研修事業者として指定されたものとみなす。
- 5 前項の規定は、既に介護職員初任者研修の研修事業者として指定を受けている者が、生活援助従事者研修の事業者として指定を受けようとするときについて準用する。
- 6 介護職員初任者研修の研修事業者は、研修事業を休止又は廃止するときは、そのことを決定した日から10日以内に「介護員養成研修（廃止・休止・再開）届出書（様式第3号）」を知事に提出しなければならない。なお、休止とは、研修事業を4月から翌年3月までの1年度間にわたり開講しない場合をいい、2年度に限り研修事業の休止をすることができるものとする。ただし、新たに研修事業者の指定を受けて実施する最初の研修の開講日が翌年度以降になり、実施しない年度が生じる場合は休止とはならない。
- 7 研修事業を休止した研修事業者が研修事業を再開するときは、受講者の募集を開始しようとする日の1か月前までに、「介護員養成研修（廃止・休止・再開）届出書（様式第3号）」を知事に提出しなければならない。なお、届出を行う前に受講者の募集を開始してはならない。
- 8 知事は、研修事業者から休止の届出がなく研修事業が1年度間にわたり開講されない場合は、研修事業を廃止したものとみなす。

（研修事業計画書及び変更の届出等）

- 第10条 介護職員初任者研修の研修事業者は、知事に対し、毎年度、受講者の募集を開始しようとする1か月前までに、佐賀県介護員養成研修事業計画書（様式第4号）を提出しなければならない。
- 2 事業者は、前項の事業計画書の記載事項のうち、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、変更の日から10日以内に、「佐賀県介護員養成研修事業計画変更届出書（様式第5号）」を提出しなければならない。
 - （1）研修責任者及び研修コーディネーターの変更
 - （2）研修の1回あたりの定員及び実施回数の変更
 - （3）研修日程の大幅な変更
 - （4）研修会場の追加及び変更

（修了評価、補講）

- 第11条 介護職員初任者研修の研修事業者は、別紙1－5の取扱いにより修了評価を行うものとする。
- 2 筆記試験には、高齢者の虐待防止に係る問題を必ず含むこととする。
 - 3 介護職員初任者研修の研修事業者は、受講者がやむを得ない事情等により、研修の一部を受講しなかった場合にあつては、別紙2の取扱いにより補講の措置を講じた場合に限り、研修の課程を修了したものとすることができる。
 - 4 修了評価の結果、認定基準に満たなかった者に対する補講については、適当な時間の補講を実施し、再度修了評価を行うこと。

（修了証明書の交付等）

- 第12条 前条第1項による修了評価の結果が所定の水準を超えるものであることが確認された受講者に対し、研修事業者から、修了時に「修了証明書（事業所用）（様式第6号）」を交付するものとする。
- 2 第6条第2項又は第4項の規定により全科目免除となる者にあつては、知事に「介護員養成研修修

了証明書交付願（様式第 7 号）」を提出することにより、知事が作成した「修了証明書（様式第 8 号）」の交付を受けることができるものとする。

3 前項による証明書は、再交付を受けることができない。

4 受講者が修了証明書を紛失した場合にあっては、別紙 3 の取扱いによるものとする。

（事業報告書等の提出）

第 13 条 介護職員初任者研修の研修事業者は、毎事業年度終了後 2 か月以内に、「介護員養成研修事業報告書（様式第 9 号）」及び「介護員養成研修修了者名簿（様式第 10 号）（以下「修了者名簿」という。）」を知事に提出しなければならない。

2 第 6 条第 2 項又は第 3 項により研修の全科目、又は一部科目を免除した場合は、前項に定める修了者名簿と同時に、免除した科目に相当する資格証又は修了証の写し及び経歴書（第 6 条第 2 項（2）の場合に限る）を提出しなければならない。

（調査及び指導）

第 14 条 知事は、必要があると認めるときは、介護職員初任者研修の研修事業者の事務所及び研修実施場所等において実地調査を行うことができるものとする。

2 前項の規定により実地に検査を行う場合にあっては、検査を行う職員は佐賀県職員証（県交付）取扱要領（制定昭和 52 年）第 1 項に規定する佐賀県職員証を携帯し、求めがあったときはこれを提示しなければならない。

3 知事は、必要があると認めるときは、介護職員初任者研修の研修事業者に対し、必要な事項の報告及びこれに係る書類の提出を求めることができる。また、研修事業の実施等に関して適性を欠くものと認めるときは、介護職員初任者研修の研修事業者に対して改善指導又は指示を行うことができるものとする。

4 介護職員初任者研修の研修事業者は、前項に定める指導又は指示があった場合においては、これに従わなければならない。

（関係書類の保存）

第 15 条 介護職員初任者研修の研修事業者は、受講者の研修への出席状況等修了の認定に関する書類及び介護員養成研修修了者名簿等、研修修了者に関する書類を保存しておくものとする。

（研修事業実施上の留意事項）

第 16 条 介護職員初任者研修の研修事業者は、研修事業の実施にあたり、安全の確保、事故の防止等について、必要な措置を講じなければならない。

2 介護職員初任者研修の研修事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守し、次の点に留意しなければならない。

（1）介護職員初任者研修の研修事業者は、事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分留意すること。また、受講者から、本人に係る個人情報の開示請求があったときは、適切に開示しなければならない。

（2）介護職員初任者研修の研修事業者は、研修受講者が実習等において知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分に留意するよう指導すること。

3 介護職員初任者研修の研修事業者は、研修受講者に研修内容等を明示するため、知事がやむを得な

いと認める場合を除き、取扱細則の別表2「研修機関が公表すべき情報の内訳」に示されているとおりの内容を自らホームページ上などにおいて開示するとともに、受講申込者に周知しなければならない。

- 4 介護職員初任者研修の研修事業者は、受講申込受付時又は初回の講義時に、受講者の本人確認を行うものとし、その取扱いは別紙4によるものとする。

(指定の取消し)

第17条 知事は、研修事業の申請内容に虚偽があったとき、研修の実施内容が法令及び取扱要綱の規定に違反するとき、又は介護職員初任者研修の研修事業者が、第8条に定める指定の要件を満たすことができなくなったと認められるときは、施行令第3条第3項の規定に基づき指定を取り消すことができる。

(経過措置)

第18条 この要綱の施行の際、既に介護職員基礎研修課程、訪問介護に関する一級課程及び訪問介護に関する二級課程（以下「旧課程」という。）を修了している者については、すべて介護職員初任者研修の修了の要件を満たしているものとして取り扱う。

第3章 生活援助従事者研修

(受講対象者)

第19条 生活援助従事者研修の受講対象者は、生活援助中心型のサービスに従事しようとする者とする。

(研修期間)

第20条 生活援助従事者研修の研修期間は、原則として4か月以内とする。ただし、受講者の病気等やむを得ない理由による場合は、8か月以内とすることができるものとする。

- 2 学校教育法に基づく学校及び国の法令等により認可された養成施設（以下「学校」という。）については、次の各号に該当する場合に限り、前項の規定によらず、修学期間を限度として研修期間とすることができるものとする。

（1）所轄庁に認可された学則に修学期間が規定されていること。

（2）当該学校の学生のみを対象としていること。

(研修の方法及び内容等)

第21条 生活援助従事者研修は、講義及び演習により行い、研修のカリキュラム(科目及び項目)は別紙5-1に定めるとおりとし、研修時間数は59時間以上とする。

- 2 生活援助従事者研修の各科目の到達目標、評価、内容は、別紙5-2のとおりとする。
- 3 生活援助従事者研修の各科目を担当する講師の資格要件は、別紙5-3のとおりとする。
- 4 生活援助従事者研修は、対面での実施のほか、テレビ電話装置等（テレビ電話装置その他の情報通信機器をいう。以下同じ。）を活用する形態や、録画された動画を視聴させる形態、通信学習（教材を送付し、郵送等により添削を行うものをいう。以下同じ。）の形態により実施できるものとし、対面以外の形態の要件は、別紙5-4のとおりとする。

5 使用テキストは、研修課程を適切に実施、指導するうえで適当なものとする。

(研修科目及び研修時間の免除)

第 22 条 県は、受講者の保有する資格や修了している研修課程等により、当該受講者の生活援助従事者研修の課程の全科目、又は一部科目を免除することができるものとする。

2 生活援助従事者研修の課程の全科目、又は一部科目を免除することができる場合の受講者の保有する資格等については、次に定めるとおりとする。

(1) 保健師、看護師又は准看護師の資格を有する者、実務者研修を修了している者、介護職員初任者研修を修了している者は、全科目を免除できる。

(2) 特別養護老人ホーム等の介護職員等として2年以上介護業務に従事した者であって、研修開始時において実務経験の終期が2年以内である者については、実習のうち施設の見学を免除することができる。

(3) 居宅介護職員初任者研修修了者として介護業務に従事した者で、既に研修内容と同等の知識を有すると認められる者については、当該研修において履修した科目と生活援助従事者研修において履修すべき科目と同等と認められる研修科目及び研修時間の一部を免除することができる。

3 次の研修課程を修了している者は、当該研修課程がこの要綱に規定する生活援助従事者研修において履修すべき科目の研修内容と一部重複する部分については、取扱細則別添2で示す科目の読み替えに従い、研修科目及び研修時間の一部を免除することができるものとする。

(1) 入門的研修

(2) 認知症介護基礎研修

(3) 訪問介護に関する三級課程

4 第2項、第3項の規定のほか、地方公共団体その他公共的団体及び県が指定した事業者が実施する研修であって、研修の課程と同等と認められるものを受講した者にあつては、研修科目及び研修時間の全部又は一部を免除することができるものとする。

5 第4項の規定により研修科目及び研修時間の全部又は一部を免除しようとするときは、知事に事前に協議を行い、指示を受けなければならない。

(準用)

第 23 条 第4条第2項及び第7条から第18条までの規定は、生活援助従事者研修について準用する(第9条第4項及び第5項を除く)。この場合において、これらの規定中の「介護職員初任者研修」とあるのは「生活援助従事者研修」と、「別紙1-5」とあるのは「別紙5-5」と、「様式第6号」とあるのは「様式第11号」と、「様式第8号」とあるのは「様式第12号」と、「第6条」とあるのは「第22条」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(その他)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、介護員養成研修事業に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 「佐賀県介護職員初任者研修事業実施要綱（以下「旧実施要綱」）」及び「佐賀県介護職員初任者研修事業指定要綱（以下「旧指定要綱」）」は令和４年３月３１日限りで廃止する。
- 3 旧実施要綱及び旧指定要綱の廃止の時に於いて、すでに研修計画書を提出している研修の取扱いについては、その修了までは、なお従前の例による。
- 4 旧指定要綱の廃止の時に於いて、すでに介護職員初任者研修の研修事業者として指定を受けている者にあっては、「佐賀県介護職員養成研修事業取扱要綱」第９条第１項に定める指定を受けているものとみなす。
- 5 旧実施要綱及び旧指定要綱による研修の修了者に係る修了者名簿の管理及び修了証明書の再交付については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和９年４月１日から施行する。